

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）
政策等の案の公表の日	令和3年1月29日
意見提出期間	令和3年1月29日から令和3年2月18日まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ等）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	7件（1人）
インターネット	7件（1人）
ファクス	0件（0人）
郵送	0件（0人）
直接持参	0件（0人）

無効な意見提出	0件（0人）
---------	--------

3 提出意見の内容

市民意見の募集で提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0件
C	今後検討のために参考とするもの	0件
D	その他	7件

〈具体的な内容〉

(1) 指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的な対応が認められないものはどのようなものがあるか。	D	交付等のうち、通常、業務で作成すべき書面については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により行うことができることとしています。例外的に発生した事案または書面については、個別に対応していきたいと考えています。
2	介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応が認められないものはどのようなものがあるか。	D	被保険者証の提示または被保険者証への記載に関することは電磁的記録の対象外となります。
3	夜間対応型訪問介護はなぜ事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行わなければならないこととするのか。	D	サービス付き高齢者向け住宅の多くが介護事業所を併設しており、その一部で不適切な運営実態があげられています。併設事業所が外部の利用者に対してもサービスを提供し、一方でサービス付き高齢者向け住宅の利用者が外部サービスを取り入れ、それぞれの利用者に必要な種類及び量のサービス提供をすることで、地域全体として適正な介護サービスの確保を図るためです。
4	夜間対応型訪問介護は、他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業の一部委託を複数者と締結することで、事業のすべてを委託することは可能か。	D	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、事業の一部を委託することを例外的に認めているものであり、事業の全てを他事業所に委託することは事業所の効果的な運営を期待することができないものでなく、委託の範囲としても不適切であると考えます。

5	非常災害対策の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努める連携とはどのようなものを想定しているか。	D	非常災害時に円滑な連携が得られるよう、日頃から消防団や地域住民と防災について協議し、災害時の具体的な対応と協力体制を確認したうえ、避難訓練を実施していただくものです。
6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の個室ユニット型施設における1ユニットの定員を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とするのは、現行の「おおむね10人以下」の基準の中で15人を超えるユニット定員が許容されていたからか。	D	サービスの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、利用者に影響を及ぼさない限度として1ユニットに15名以内であれば運営が可能であるとし、基準を緩和するものです。
7	地域密着型サービス（定員29人以下）ができた際に、ユニット数について「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされていると思いますが、なぜこのタイミングで「3以下」とするのか。	D	認知症対応型共同生活介護のユニット数については、従来は地域の実情により必要性が認められる場合のみ3ユニットの設置を認めていましたが、今後も認知症対応型共同生活の需要が見込まれる一方、介護人材の不足が見込まれることを踏まえ、供給量を拡充し適正なサービス提供がなされるよう、サテライト型の創設とともに、基準を3以下とする弾力化を実施するものです。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における従業者のうち看護師又は准看護師は、同一敷地内に地域密着型通所介護事業所がある場合には、当該事業所の職務に従事することができることとする。	左記の事項については厚生労働省令「指定地域密着型サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に従い定めることとされているため、厚生労働省令の規定に合わせた内容に改正するものです。